

# 2



津波避難訓練



消防艇はくりゅう

## 第2章

# 快適で安心して 暮らせるまちづくり

1. 交通体系の整備
2. 都市基盤の整備
3. 住宅の整備
4. 環境衛生事業
5. 消費者保護
6. 消防体制の整備

# 快適で安心して暮らせる まちづくり

## 重点プロジェクト

### 交通体系の整備

紀伊半島一周の高速道路の実現により、防災・観光・経済を含めた地域の活性化を促進するため、串本～市屋間の新規事業化に向けての要望を引き続き行います。また、那智勝浦本宮線の改良、長井古座線の早期整備、那智山勝浦線の歩道整備の実施を求めています。

### 環境衛生事業

クリーンセンターの更新については、平成25年度より本格的な作業を進めており、新施設の整備基本計画が完成し、生活環境影響調査も終了しました。現施設の老朽化に伴い、近い将来、円滑なごみ処理に支障をきたす恐れがあり、早期の整備が必要です。広域化や最新施設により経済性や環境負荷の軽減を図ります。

## 1 交通体系の整備

### (1) 広域交通網の整備

#### 施策の現状

本町とその他の周辺地域とを結ぶ交通網は国道・県道が中心となっています。平成27年に開催した紀の国わかやま国体を機に、那智勝浦新宮道路は新宮市から市屋までの間で全線開通しました。近畿自動車道についても、現在西側はすさみ町まで開通し、串本町までの間が事業化しており、引き続き延伸要望を続けています。また東側では尾鷲市までが開通、さらには熊野尾鷲道路（熊野市～尾鷲市間）も開通し、現在尾鷲市内を通る区間の工事が進められています。

#### 施策に対する課題

近畿自動車道の延伸については、協議会等で要望を続ける必要があります。那智勝浦道路については、串本～市屋間を引き続き事業実施に向けて要望していく必要があり、国道については、42号の管内線形不良箇所の改修や歩道整備を推進する必要があります。

#### 施策の方向

- ①国土軸へのアクセスと高速交通網の整備……………【建設課】
  - ・平成27年9月に近畿自動車道のすさみ町江住まで、那智勝浦道路の川関から市屋までの供用が開始されました。さらに、紀伊半島一周の高速道路の実現による防災・観光・経済を含めた地域の活性化を目指し、串本から市屋間の新規事業化に向けての要望を続けます。
- ②国道の整備……………【建設課】
  - ・下里、湯川、宇久井における未整備区間の歩道整備を推進します。



那智勝浦道路開通

## (2) 生活交通網の整備

### 施策の現状

県道については、道路改良・舗装・道路環境・道路災害防除・交通安全対策・橋梁整備を実施しています。また町道については県道と同様に事業を行っており、狗子ノ川橋や二河橋ノ川について改良整備が完了しています。

この他、神角入船小坂線といった都市計画道路の整備や町内の生活道路についても道路改良・舗装・道路環境・道路災害防除を行っています。

### 施策に対する課題

県道については、那智勝浦本宮線・勝浦港湯川線・長井古座線の未開通区間の事業推進を引き続き要望する必要があります。また、都市計画道路については、指定の必要性を見極めながら整備を推進する必要があり、身近な生活道路についても、災害時（地震、津波等）の避難道路の整備を進めていくことが大切です。

### 施策の方向

#### ① 県道の整備……………【建設課】

・ 那智勝浦本宮線の側溝整備や勝浦港湯川線の歩道整備、長井古座線L= 3.4 km事業、那智山勝浦線の歩道整備事業、那智勝浦古座川線の改良事業の整備等、予定区間の順次整備を推進します。

#### ② 町道の整備……………【建設課】

・ 完了した二河橋ノ川線の整備に引き続き、浦神久司坂線・色川太田線・狗子ノ川線の整備事業を推進します。

#### ③ その他生活道路の整備……………【建設課】

・ 町民のニーズ把握に努め、必要に応じて私道の整備に対する支援を検討します。

## (3) 港湾の整備

### 施策の現状

本町ではこれまでに宇久井港及び浦神港において港湾整備を推進しており、浦神港では高潮対策も完了しています。今後は、津波対策として勝浦港・宇久井港の整備を実施予定です。また勝浦港においては、人工地盤（衛生管理型荷捌き施設兼屋上駐車場兼津波緊急避難場所）、にぎわい広場やまぐろ体験 CAN の整備を行い港湾施設の充実を図っています。

### 施策に対する課題

新宮港浸食対策については、より安全な港湾をつくっていくために、整備区域が変更され事業化されており、今後も早期完成に向けて推進する必要があります。

また、海岸の多目的利用については、深刻になっている環境問題を重視しながら今後も継続的に実施する必要があります。

### 施策の方向

#### ① 港湾施設の整備……………【観光産業課】

・ 浦神港の高潮対策事業を推進します。

#### ② 防災対策の推進……………【建設課】

・ 勝浦港・新宮港（宇久井）の津波対策事業を実施します。また下里海岸の老朽化対策事業や江川樋門整備等、海岸の多目的利用の促進と汚染や侵食等の防止を実施します。

#### ③ 海岸の多目的利用の促進と汚染、浸食等の防止……………【建設課】

・ 紀伊半島大水害以降、流木等が溜まっているところがあるものの、管理者が別々であるため、連携が取りづらい状況となっていました。しかし、津波対策においても横の連携は重要であることから、今後の課題と言え、平成27年度より県の事業である「護岸老朽化対策」として護岸整備を推進します。

## (4) 公共交通の充実

### 施策の現状

現在は鉄道・長距離バス（東京～勝浦）・路線バス・町営バスが公共交通として供給されています。また太地町との間で観光的な短距離定期航路も供給されています。町営バスについては、利便性の向上を図るため路線変更・時刻表変更を行っています。

また、紀勢本線については、県内の路線沿いの自治体で構成する紀勢本線活性化促進協議会において利便性向上に向けた要望活動を行っています。

### 施策に対する課題

鉄道・路線バスについては、利用客の減少もあり減便傾向となっています。交通空白地域に対する交通手段の確保を検討していく必要があります。

### 施策の方向

#### ① 町内バス路線の確保……………【総務課】

・ 民間バス会社と連携・協議しながら町民の移動手段の確保に努めます。

#### ② 高速バスの確保……………【総務課】

・ 路線の強化等バス事業者に要望を行います。

#### ③ 鉄道の確保……………【総務課】

・ 新型車両の導入や運行本数の増便、利便性の向上等について鉄道会社へ要望を推進します。

## (5)交通安全の確保

### 施策の現状

本町で取り組みがなされている活動としては、警察の協力により各学校・高齢者等の交通安全教室を開催している他、交通安全運動期間中における啓発活動を行っています。道路環境の改善による交通安全への取り組みとして、主に信号機や駐車禁止区域の設置要望を推進しており、高齢者、障がい児者、児童等の交通弱者が安全に通ることができる道路づくりに努めています。

### 施策に対する課題

今後も車社会の進展を見込んだ交通安全教室や交通安全運動を幅広い年齢層に、町民だけでなく訪問者に対しても実施していくことが大切です。また、本町は漁港を有していることから、海難事故対策についても安全教育を推進していく必要があります。道路環境の面では、車・歩行者双方に快適な道路環境としてカーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備を進めること並びに交通マナーの向上を図る必要があります。

また、高齢者による事故が多発していることから、高齢者を対象とした安全教室を推進することが求められています。

### 施策の方向

#### ①交通安全教育の徹底……………【総務課】

- ・ 保育所での交通安全教室の実施を行い、早い時期からの交通安全意識を高めるよう推進します。
- ・ 海難事故対策として、運行関係者に対する安全教育の徹底を行います。
- ・ 高齢者を対象にした交通安全教室を実施します。

#### ②交通安全運動の推進……………【総務課】

- ・ 地域ぐるみの交通安全教育の推進に努めます。
- ・ 交通事故多発期における交通事故防止運動や交通事故多発場所での啓発活動を実施するなど、交通安全運動を積極的に展開します。

#### ③道路環境の整備……………【総務課】

- ・ 山間部集落内道路における改良を促進し、町内道路の安全性確保に努めます。
- ・ 路側帯や横断歩道の整備・交差点の改良・主要道路への歩道設置・交通安全関連施設の整備といった、歩行者に配慮した道路整備を促進します。
- ・ 通学路や通園路の安全性を確保するための道路整備を行います。
- ・ 観光客を目的地に誘導するため、デザインや設置箇所に配慮された適正な案内看板の設置を推進します。

#### ④交通マナーの向上……………【総務課】

- ・ 交通マナーの向上に向けて、啓発活動を推進します。

## 2 都市基盤の整備

### (1)都市計画

#### 施策の現状

本町の都市計画については、これまでに都市計画道路について勝浦港線の変更が平成11年10月に都市計画審議会において認可され、平成15年に完成しています。

また、景観整備と緑化推進については、紀伊勝浦駅連絡橋及び西口広場が完成しています。

#### 施策に対する課題

都市計画区域については、用途地域指定を行い、都市計画を進める必要があります。また、都市計画道路神角入舟小坂線の一部見直しや未実施分の都市計画公園等の整備について推進する必要があります。

#### 施策の方向

#### ①都市計画区域の用途地域の指定……………【建設課】

- ・ 都市計画区域の見直し（拡大）について、検討を続けます。

#### ②都市施設整備の推進……………【建設課】

- ・ 未実施である都市施設整備を促進します。

#### ③景観整備の推進……………【建設課】

- ・ 町民がまちなみづくりへの意識を高めるよう、啓発等を進めます。
- ・ 屋外広告物に対する適切な指導を進め、良好な広告景観の形成に努めます。
- ・ 老朽化が進んだ建物の取り壊しを継続していきます。

## (2) 都市公園

### 施策の現状

那智勝浦海浜公園の維持管理に努めている他、児童公園に代表される住区基幹公園や運動公園や総合公園に代表される都市基幹公園を整備しています。自然景観・自然環境の優れた海岸と背後の利用施設とを一体的に整備し、新たなレクリエーションゾーンの形成を図るCCZ(コースタル・コミュニティ・ゾーン)※整備計画に基づいて整備された体育文化会館は、各種スポーツや文化行事等に活用されています。

### 施策に対する課題

防災公園は緑地供給と災害時の避難場所として重要な場所となるため、適切な整備が必要です。那智勝浦海浜公園については、ユニバーサルデザインの考えに基づき、観光・レクリエーション等のニーズを踏まえた公園整備が大切です。また、各種大会やイベント等の積極的誘致と適切な維持管理等により体育文化会館の有効活用を図る必要があります。

### 施策の方向

- ①防災公園の整備……………【建設課】
  - ・緑地供給と災害時の避難場所として重要な場所となるため、検討を続けます。
- ②那智勝浦海浜公園の整備……………【建設課】
  - ・11.2haのうち8.0haは既に整備済みですが、引き続き全体計画に向けて整備を進めます。
  - ・那智勝浦海浜公園整備を計画的に推進し、那智駅交流センターや温泉、さらにシンボルパーク公園の整備等と連携し通年利用型海浜地域として自然との関わり合いを深めつつ、誰もが楽しめる空間づくりを目指します。
- ③その他の公園の整備……………【建設課】
  - ・スポーツ、レクリエーション施設や子どもの身近な遊び場等の整備を図ります。
- ④体育文化会館の活用……………【観光産業課】
  - ・適切な施設の維持管理により、高齢者や障がい児者等誰にでも利用しやすい施設づくりを目指します。

※コースタル・コミュニティ・ゾーン:海と親しみ、憩える海浜空間のこと。

## (3) 防犯

### 施策の現状

全国的に犯罪の低年齢化・凶悪化・複雑化が進んでいる中、本町においては防犯啓発活動や防犯教室の呼びかけ運動を実施している他、防犯パトロールの要請を行い、防犯対策を推進しています。

### 施策に対する課題

今後も犯罪の全国的な傾向を踏まえながら、警察等と連携し各種啓発活動や防犯パトロールの実施を継続的に行う他、より高い安全性の確保が求められています。犯罪の被害防止や町民の防犯意識の向上、小学校・中学校における不審者侵入訓練、学校の先生における刺す股使用訓練等を実施する必要があります。また警察と連携し、近年多発する振り込め詐欺等の防止に関し、高齢者を対象とした防犯教室の実施も求められています。

### 施策の方向

- ①防犯活動の推進……………【総務課】
  - ・町民の不安解消や不審者による犯罪の抑止のために駅周辺や通学路に防犯カメラを設置するとともに、街頭監視や防犯パトロールを引き続き行います。
  - ・警察からの不審者情報や声掛け事案等の情報提供に基づき、教育委員会と連携して各学校関係者による街頭監視、青色回転灯装備車両や緊急車両による防犯パトロールを引き続き実施します。
- ②防犯環境の整備……………【総務課】
  - ・町民から犯罪情報等の相談を受けた場合には、その内容を吟味し、必要に応じて警察に報告しパトロール強化を要請します。
- ③地域で育つボランティア組織……………【総務課】
  - ・毎週水曜日午後8時から実施している朝日地区のボランティア組織による防犯パトロールを引き続き実施します。また、警察と連携し「きしゅう君の家」という、子どもの駆け込み所となってくれる協力者についても引き続き募集します。
- ④防犯教室・教育の徹底……………【総務課】
  - ・犯罪の被害防止や、町民の防犯意識の向上のため小学校・中学校における不審者侵入訓練、学校の先生における刺す股使用訓練を実施します。
  - ・小学校の新入学生に対する防犯訓練を実施します。
  - ・警察と連携し、近年多発する振り込め詐欺等の防止に関し、高齢者を対象とした防犯教室を行います。

## (4) 水道事業

### 施策の現状

本町における水道事業は、平成24年度から平成28年度までの5か年事業にて、下里・太田及び浦神の簡易水道2地区を上水道事業に統合する事業を実施しており、事業の一元化を図っています。勝浦地区、那智地区及び宇久井地区を給水区域とする上水道事業と下里・太田及び浦神の2地区の簡易水道事業があり、平成26年度の普及率は96.3%となっています。

### 施策に対する課題

未給水区域の解消を行い、普及率の向上を図るとともに、安定的かつ安全で良質な水道水の供給ができるように努めることが今後とも大切です。

紀伊半島大水害における災害復旧工事未完了により、市野々水系の給水エリアが縮小しており、太田川水系からの給水で賄っているため、市野々浄水場の整備を実施する必要があります。

### 施策の方向

#### ①未給水区域の解消……………【水道課】

- ・事業運営状況を図りながら進めます。

#### ②施設の整備……………【水道課】

- ・平成24年度から平成28年度の5か年事業にて下里・太田及び浦神の簡易水道2地区を上水道に統合する事業を実施しています。この簡易水道統合整備事業において、耐震性に不安を抱える太田川浄水場の建替を実施しました。また、平成27年度以降に太田地区への配水池を新設し、下里及び浦神の配水池においても緊急遮断弁を設置するなど地震等の災害に強い施設整備を行っており、引き続き見直し点検に努めます。
- ・水道施設の更新とともに地震やその他の災害に強い施設整備を目指します。

#### ③老朽配水管の更新と給水サービスの改善……………【水道課】

- ・毎年度継続的に布設替えを実施し、更新しています。布設替時においては、耐震管及び耐震性を有する管材料を使用し、耐震化を図ります。
- ・更新管路の選定及び配水管事故に伴う漏水対応に使用するため、平成24年度から管路情報システムを導入しており、今後も引き続き配水管情報の一元管理を行います。

#### ④財政の健全化……………【水道課】

- ・水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設の更新及び管理を行うため、アセットマネジメント<sup>\*</sup>の導入に引き続き取り組みます。
- ・未収金対策として、コンビニ収納の開始や給水停止等の徴収強化より収納率の向上を図ります。

<sup>\*</sup>アセットマネジメント：投資用資産の管理を所有者・投資家に代行して行う業務のこと。

## (5) 公共下水道

### 施策の現状

下水路・排水路の改良整備事業は朝日地区の対策として北浜地域より整備を進めています。また、特定環境保全公共下水道事業を那智山地区で実施しています。

### 施策に対する課題

今後も市街地の浸水対策としての排水路の整備を進める必要がある他、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを行う必要が出てきたことから、この動きへの対応が求められています。

公共下水道計画については那智山地区以外の計画策定を推進する必要がありますが、策定にあたっては合併処理浄化槽整備の進捗状況との整合性を図ることが大切です。

### 施策の方向

#### ①下水路・排水路の改良整備……………【建設課】

- ・下水路・排水路の改良整備の推進を図ります。
- ・農業集落排水整備を促進します。

#### ②公共下水道計画の策定と浄化意識の啓発……………【建設課】

- ・公共下水道整備計画の策定を推進します。
- ・水質浄化に関する啓発活動を行い、良好な水質の維持を図ります。

## (6) 情報・通信網

### 施策の現状

情報通信については、現在光ファイバー通信網の基盤整備が進んでいる他、地域情報を発信する手段としてインターネットのホームページを活用して町の概況や観光地・宿泊施設等について情報を発信しています。また、情報化時代に対応できる人材育成のため、パソコン教室の開催や小・中学校へのパソコンの導入やインターネットの導入を推進しています。さらに、町内全域にケーブルテレビで高速通信網の整備を行っています。

### 施策に対する課題

今後は高速通信網の多目的な利用を図ることが大切であり、教育・医療・保健・防災・観光等の分野でインターネットを活用することによる通信網のより一層の進展が求められています。

### 施策の方向

- ① 情報通信基盤の整備・活用……………【総務課】
  - ・ 情報通信基盤の整備を事業者働きかけるとともに活用についても検討を行います。
- ② 地域情報システムの構築……………【総務課】
  - ・ 町ホームページを活用した地域情報の発信を推進します。
  - ・ 教育等各分野の情報ネットワークの推進に努めます。
  - ・ 町内関係機関はもとより国・県等関係機関との情報ネットワーク構築を推進します。
- ③ 情報化時代に対応した人材の育成……………【総務課】
  - ・ 学校教育や社会教育において、情報技術修得の場の提供を推進します。
  - ・ 専門指導員の確保により、情報教育の推進を図ります。
- ④ ICT 利活用による行政サービスの向上……………【総務課】
  - ・ 電子申請・コンビニにおける証明書の発行のための ICT 利活用を推進します。

## 3 住宅の整備

### 施策の現状

平成 25 年度には井関・市野々地区に 22 戸分の町営住宅の整備が完了し、その他も含め町営住宅の維持管理に努めています。また、高齢者や障がい児者が住みやすい住宅等の供給については、住宅改造のための補助制度により対応しています。宅地開発については無秩序な開発がなされないよう、開発の指導監督を行っています。

### 施策に対する課題

町営住宅については老朽化への対応を含め、必要性を十分検討した上で事業を実施しなければなりません。また、障がい児者への配慮や今後も進むと思われる高齢化への対応、さらには福祉のまちづくりを意識した住宅の整備が大切です。

今後、若者の定住化や他市町村からの移住を促進するためには、より良い住環境の創出を促進していくことが必要となっています。

### 施策の方向

- ① 町営住宅の計画的供給と建替え……………【建設課】
  - ・ 需要動向を踏まえた供給・撤去の実施を検討します。
  - ・ 継続して公営住宅の維持管理を実施していきます。
  - ・ 安全性を考慮し、老朽化した公営住宅の解体撤去を随時検討・実施していきます。
  - ・ 長寿命化計画を策定します。
- ② 誰もが住みやすい町営住宅の整備……………【建設課】
  - ・ 公営住宅の建て替えには地元産木材の利用を検討します。
  - ・ バリアフリーに配慮した、高齢者や障がい児者が快適に生活できる住宅の供給を目指します。

## 4 環境衛生事業

### (1) ごみ処理

#### 施策の現状

可燃物処理は、平成3年3月に完成したクリーンセンターで行われており、ごみ減量化の取り組みとしては、当初より金物類リサイクルを実施している他、平成4年度には古紙、平成7年度にはガラス類、平成9年度には紙パックとペットボトル等、順次ごみ分別を始め、平成19年度からは指定ごみ袋（有料）の導入、平成22年度からはエコキャップ運動を推進しています。平成4年度には生ごみ処理容器購入補助金制度を制定し、再資源化に対する町民意識の熟成に努めています。

最終処分については、現在三重県伊賀市で行っています。今後の最終処分場の確保に向けては2市8町で構成する「紀南環境広域施設組合」にて、平成30年度（2018年度）からの供用開始に向けて事業化が進められています。

#### 施策に対する課題

クリーンセンターについては、毎年必要な改修整備を行っていますが、循環型社会の形成に向けた新クリーンセンター建設の事業化を早期に進める必要があります。また、廃棄物の搬出抑制や依然として無くなるごみの不適正処理の撲滅のため、回覧、パトロール等の啓発活動に一層の力を入れる必要があります。

#### 施策の方向

##### ①新クリーンセンター建設事業……………【住民課】

- ・ 現施設の老朽化に伴い、円滑なごみ処理に支障をきたす恐れがあるため、早期の整備に努め、広域化や最新施設により経済性や環境負荷の軽減を図ります。

##### ②処理場の適正な維持管理……………【住民課】

- ・ クリーンセンターの適正な維持管理を行うとともに、施設の改修整備を推進します。

##### ③最終処分場の確保……………【住民課】

- ・ 平成25年8月に紀南環境広域施設組合（2市8町）となり、平成30年を目標に事業を進めています。

##### ④地域における循環型社会の形成……………【住民課】

- ・ 平成25年度より小型家電リサイクル法が始まる中、当町においても今後施策を検討する必要があります。
- ・ 指定ごみ袋の料金の適正化を検討します。また、今後様々な状況を精査し、価格や改定時期等をさらに検討します。

##### ⑤意識啓発によるマナーの改善……………【住民課】

- ・ 不法投棄やポイ捨てについては、啓発活動に工夫を加え、効果的な啓発活動を行います。

### (2) し尿処理

#### 施策の現状

処理場については平成8年3月に竣工しており、那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合として処理を行っております。

現在、処理場の適切な運転管理に努めていますが、建設後20年が経過し、維持管理や修繕費用の増加が見込まれます。また、下水道事業とともに効率的な処理体制を確立する必要があり、し尿処理については町民に対する啓発活動をより一層推進する必要があります。

#### 施策に対する課題

既存の処理場に対し適正な維持管理に努め、下水道事業の推進により、し尿処理体制の充実を図ります。また、町民に対しては、処理事業に対する周知を推進します。

#### 施策の方向

##### ①処理場の適正な維持管理……………【住民課】

- ・ 既存の処理場に対し、適正な維持管理に努めます。
- ・ 合併浄化槽の推進により、し尿処理体制の充実を図ります。
- ・ 町民に対し、処理事業に対する周知を推進します。

### (3) 公害対策事業

#### 施策の現状

海や河川、滝等の水資源の恩恵を受けている本町の環境では、水質の悪化が最も深刻な問題として挙がっており、現在年2回（2月・8月）の水質検査を実施し、監視を行うことで適正な水質を保っています。また、平成3年度には合併浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定し浄化槽の普及に努めています。毎年60基ほどの申請があり、平成27年度現在で1,515台の整備を実施しており、年々排水処理体制が整備されています。今後も継続的な公共水域の水質監視や排水に関する改善の指導が大切であることから、循環型社会形成推進交付金制度を活用した浄化槽（合併）設置整備事業等を推進する必要があります。また、水質保全には各家庭の理解と協力が必要です。

#### 施策に対する課題

地球温暖化問題の解決のためには、国際的・国家的な取り組みと同時に、地域レベルでの行動が重要になります。そのため、町として温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、町民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進するとともに、行政自らの率先した取り組みが求められます。交通公害対策については今後も安全な道路づくりを推進し、各種公害の発生を防ぐことが大切です。さらに、町民に対し日頃からの意識啓発活動を継続させ、公害に対する理解を深めていくことが大切です。

#### 施策の方向

- ①公共水域の水質監視と排水に関する改善の指導……………【住民課】
  - ・水質調査の実施を引き続き行い、水質の保全に努めます。
  - ・循環型社会形成推進交付金制度を活用した、浄化槽（合併）整備事業による整備を推進します。
- ②公害対策に対する町民意識の啓発……………【住民課】
  - ・広報や回覧、チラシ等により啓発活動を推進します。
- ③公害対策に対する町民や事業者等への情報提供……………【総務課】
  - ・広く町民に地球温暖化問題に関する情報提供を行うとともに、地球温暖化防止のための自主的な行動を促進します。
  - ・業種・事業形態別の具体的な二酸化炭素等の削減方法に関する情報を提供し、事業者が取り組む実践行動を促します。
- ④地球温暖化対策の多様な取り組み……………【総務課】
  - ・地球温暖化防止のための緑化の推進等、身近な実践行動例の普及を進めます。
  - ・二酸化炭素の吸収源としての働きを十分に発揮させるため、植林や間伐の実施等、森林の健全な整備を図るとともに、木材資源の有効利用を促進します。
- ⑤交通公害対策の推進……………【総務課】
  - ・道路整備や改良を進め、交通公害対策の充実を図ります。
  - ・自動車の排気ガス等による大気汚染への取り組みを推進します。

### (4) 斎場・墓地

#### 施策の現状

現在の斎場は、昭和58年に建設され30年以上が経過しており、平成10年8月には火葬炉の補修を実施、平成22年度から2か年をかけ、2か所の火葬炉及び電気設備の改修を行っています。また、町営墓地は継続的な維持管理に努めています。

#### 施策に対する課題

今後とも、斎場及び墓地の適正管理と周辺環境の整備が大切です。斎場に関しては、火葬炉の傷みに応じた設備改修が必要であります。墓地に関しては、必要に応じて確保に努めます。

#### 施策の方向

- ①斎場の適正管理と周辺環境の整備……………【住民課】
  - ・引き続き斎場の適正な管理に努め、利便性の向上に努めます。
  - ・斎場周辺を整備し、環境美化に努めます。
  - ・火葬炉の全面改修を検討します。
- ②墓地の運営……………【住民課】
  - ・引き続き墓地の維持管理、墓地の確保を推進します。

## 5 消費者保護

### 施策の現状

近年、著しい情報化の進展に伴い悪質商法等に関する被害や相談の件数が増加しており、大きな消費者問題となっています。このような傾向の中で、消費者保護は重大な問題となっており、主に広報や啓発リーフレットの配布、啓発講座を実施しています。また、週5日間、消費者相談窓口を開設していますが、専門の相談員の確保には至っていない現状です。

### 施策に対する課題

消費者保護の重要性は増していますが、消費者相談員等の人材不足が大きな問題であり、今後より一層の充実が求められます。

### 施策の方向

#### ①消費者保護体制の充実……………【観光産業課】

- ・消費者相談窓口の設置（相談員の確保）を進めます。
- ・町民と接点の多い部門と消費者保護部門との融合を図ります。

#### ②消費者教育の推進……………【観光産業課】

- ・広報を活用した生活情報の発信を継続的に行います。

## 6 消防体制の整備

### 施策の現状

消防施設関係では、消防団の車両も概ね更新され、また、消防救急デジタル無線整備も平成28年3月で完了し、消防本部及び消防団の通信体制が整備されました。また、消防水利では消火栓に偏った消防水利を見直すため有効な位置に耐震性貯水槽を設置するなど消防水利の適正化、機器として消防本部主力車両である水槽付消防ポンプ自動車を始め、多くの消防本部車両の老朽化が顕著であることから、早急に更新整備が必要です。

教育訓練として、消防学校等への派遣を始め、救急救命士の処置拡大に伴う教育機関への派遣を行うなど職員の資質の向上に努めています。近年、多くの幹部職員の退職により経験の少ない職員が増え、より一層の教育訓練が必要となっています。

火災予防対策としては、定期査察、特別査察の実施、消防法に基づく危険物施設及び防火対象物の適正化や、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による規制を行うとともに、大規模イベント時における火気を用いる露天等への査察を実施するなど、公共の安全の確保に努めています。

防火啓発活動としては、春と秋の火災予防週間における消防職団員及び勝浦認定こども園幼年消防クラブによる防火パレードの実施、防災無線やマスコミを通じた予防広報を始め、園児や児童の庁舎見学、中学生や高校生の職場体験学習、独居老人訪問防火指導、消防の集い等、あらゆる機会を通じ、防火・防災の知識の普及に努めています。

### 施策に対する課題

南海トラフ巨大地震等の災害発生時に、災害拠点となる消防庁舎及び消防団本部並びに多くの分団屯所が津波浸水域に設置されており、災害発生時に著しい消防力の低下が懸念されることから、高台への移転を含めた検討が必要となっています。また、複雑化及び多様化する災害への対応を図るため広域応援体制を含めた消防力の強化、消防団及び町内に34か所ある地域自主防災組織との連携強化、予防体制の充実を推進するなど予防・警防行政を推し進めていく必要があります。

消防団については、各分団による定期演習、合同訓練、県消防学校への派遣等を通して資質の向上を図るとともに、年々減少する消防団員の確保及び東日本大震災後に国から示された消防団員の装備の充実に向けた取り組みが課題です。

### 施策の方向

- ①消防施設整備の強化**……………【消防本部】
- ・常備消防における車両の整備が必要です。特に、消防本部主力車両である水槽付消防ポンプ自動車の更新整備に当たり、消防車両の見直しを検討します。
  - ・消防庁舎及び津波浸水域にある消防団本部・屯所の移転や消防艇の更新整備等に加え、消防団員の安全装備品等の整備等、施設装備の強化を図ります。
  - ・消防本部・消防団の情報ネットワークの整備及び消防艇更新について検討します。
  - ・危険物貯蔵施設については、一次災害だけでなく二次災害の可能性を踏まえた安全性の確保に努めます。
- ②消防水利の増強**……………【消防本部】
- ・飲料水兼用型耐震性貯水槽及び消火栓増設を推進します。
- ③消防団の育成強化**……………【消防本部】
- ・青年や女性に魅力ある消防団づくりを目指した取り組みを行います。
- ④防火意識の高揚**……………【消防本部】
- ・火災予防運動の積極的な展開、防火広報等による広報・社会教育による活動を推進します。
- ⑤予防査察と火災調査体制の強化**……………【消防本部】
- ・定期査察・随時査察・特別査察の実施を継続的に行うとともに、調査体制の整備充実を図ります。
- ⑥消防組織の育成と広域連携**……………【消防本部】
- ・効率的な消防運営を図るべく、広域消防体制の調査研究に努めます。
- ⑦救急体制の強化**……………【消防本部】
- ・独居高齢者への訪問を推進するとともに、緊急通報システムの設置検討を進めることにより、高齢者への救急医療体制の充実を図ります。
  - ・休日・夜間にも対応できる救急医療体制の整備を推進します。
  - ・救急救命士を始めとする救急隊員の質的向上を図るとともに、さらなる救急の高度化に努めます。
  - ・大規模地震災害等に備え医療・消防・警察・防災等の関係機関による協力体制の構築に努めます。

# 3

## 第3章

# 活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり

- 1.観光業の振興
- 2.水産業の振興
- 3.農業の振興
- 4.林業の振興
- 5.商工業の振興
- 6.雇用機会の創出
- 7.男女共同参画社会の実現